

業務改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政のデジタル化の動向等を踏まえ、ICTを活用した、業務プロセス・仕事の進め方の見直しや多様な働き方を促進し、県民等の利便性向上と職員の業務効率化等を図る業務改革を推進していくにあたり、外部有識者から幅広く助言等を得るため、業務改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 業務改革全般に係る取組に対する助言等に関すること。
- (2) その他、業務改革の推進に関し必要な助言等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、知事が指名する。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第6条第2項の規定に基づき、委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、委員以外の者に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

2 第6条第2項の規定に基づき、委員以外の者が委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画県民部企画財政局新行政課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、企画県民部長が招集する。

(委員任期の特例)

4 第4条の規定にかかわらず、委員会の設置時点において委員である者の任期は、令和6年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

氏名	職名
吉本 知之	兵庫県社会福祉協議会会长
有賀 亮平	P&G ジャパン執行役員
市瀬 英夫	デル・テクノロジーズ(株) CTO オフィス ディレクター (公共担当)
岩崎 尚子	早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
大日向 由香里	(株)パソナグループ常務執行役員
開本 浩矢	大阪大学大学院経済学研究科教授